



18 生第 110 号

平成 18 年 (2006 年) 6 月 9 日

金融庁長官様

長野県知事	田中 康夫
長野県弁護士会長	中村 隆次
長野県司法書士会長	木下 伸二
(社)長野県商工会議所連合会長	仁科 恵敏
長野県商工会連合会長	窪田 信一
(財)長野県暴力追放県民センター理事長	安川 英昭
ヤミ金融を告発する長野県連絡会代表	村上 晃
長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン 被害をなくす会連絡協議会代表	新海 寛

貸金業制度等のあり方に関する要望について

長野県におきましては、ヤミ金融による被害の未然防止と被害者の救済を図るため、平成 14 年 12 月に「長野県ヤミ金融被害者救済緊急対策会議」を設置し、関係団体の緊密な連携のもと、「ヤミ金 110 番」の開設や、金融機関に対してヤミ金融口座の閉鎖を要請するなど、全国に先駆けた実効性のある取組を推進してきたところです。また、多重債務問題の解決が、ヤミ金融撲滅のために不可欠であることから、平成 16 年 6 月には「多重債務問題研究会」を設置し、あわせて検討を重ねているところです。

ヤミ金融・多重債務に関する相談は、県消費生活センターをはじめとする関係機関・団体において行っているところですが、平成 17 年度は県消費生活センターだけでも、2,878 件もの相談が寄せられております。

本県といたしましては、多重債務の問題は緊急に対応しなければならない社会問題であると強く認識しており、先日、6 月 6 日には、報道機関に対し、貸金業者の融資勧誘広告の掲載（放送）を見合わせることを要請したところです。

貴庁におかれましても、「貸金業制度等に関する懇談会」で積極的な議論が展開され、借り手側の保護に沿った方向で中間整理をしていただいたことに敬意を表するところですが、このような現状を鑑み、今後の施策の推進に当たり、下記の事項に特段の配意をお願いします。

記

- 1 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利に下げること
- 2 貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を撤廃すること
- 3 過剰な取立て及び貸付けに対する厳格な処分を導入すること
- 4 金銭教育・金融教育を充実させるため、関係省庁と連携を図ること
- 5 信用情報機関の利用を義務付けること
- 6 安易な借入れを助長させる消費者金融広告の掲出を禁止すること

今後の視点といたしまして、以上の項目について適切な措置をとっていただきますようお願いいたします。

事務局：生活環境部生活文化チーム消費者ユニット
宮津雅則（チームリーダー） 小原雄一（担当）
電 話：026-235-7172（直通）
026-232-0111（代表）内線 2844
F A X：026-234-6579
Eメール：seibun@pref.nagano.jp